

マレーシアにおけるイスラム金融型 マイクロファイナンス(MF)の動向

イスラム法適格のMFは、なぜマレーシアでは成功しているのか

2018年1月28日

八木正典



はじめに：問題意識

- 究極のイスラム法（シャリア）適格の金融システムであるはずのイスラム金融型マイクロファイナンスは世界的にはいまだ低調であるにもかかわらず、なぜ多民族・多文化国家マレーシアでは、成功しているのか。

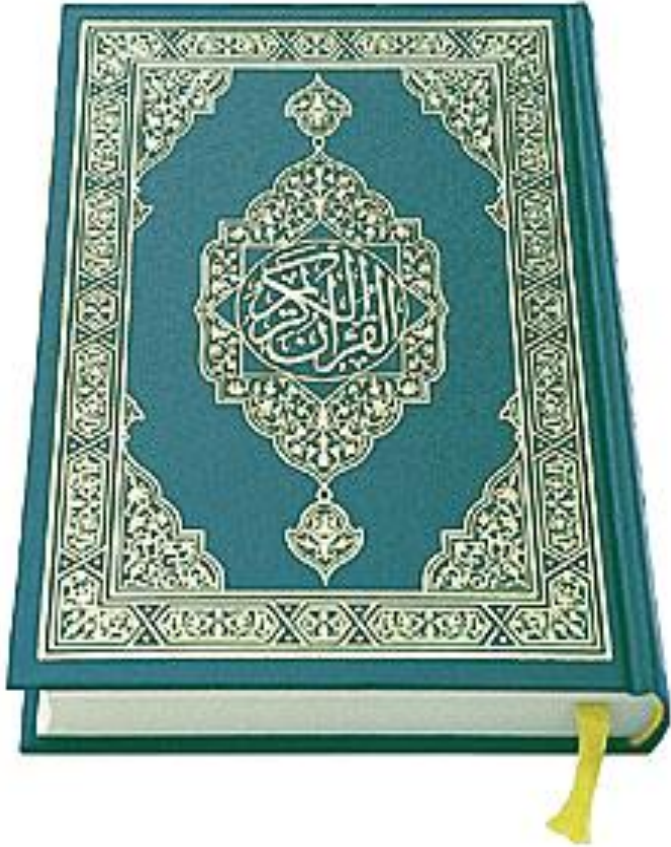
（参考1）MFはバングラデシュはじめイスラム諸国内でも発展してきた。しかし、世界的にはイスラム金融型MFはいまだ低調。イスラミックMFネットワークの報告によれば、2013年段階でイスラム金融型MF機関は32か国300存在し、顧客は800万人に達するが、それでも世界のMFの全取引量の1%以下とみられる。

（参考2）イスラム金融の資産規模は、2兆ドル（2015年）、イスラム金融機関は1千以上に達し、マレーシアでも拡大。

本報告の構成

- 多文化、多宗派の国 マレーシア
 - イスラム法(シャリア)と利子
 - イスラム金融とは
 - タワツルク(ムラーバハ・コモディティ)のシャリア適格性を高め、追加経費を抑制するための取り組み
 - アマーナ・イクティヤール・マレーシア(AIM)とは
 - AIMの融資システムと成功の理由
 - イスラム金融型MFの課題と展望
- (付録) イスラム貯蓄、イスラム保険

預言者ムハンマドと聖典 クルアーン(コーラン)



- 西暦570年ごろ、ムハンマド誕生。
- 25歳で、年上で裕福な未亡人ハデージャと結婚。
- 40歳の時に、メッカ郊外のヒラーの洞窟に籠り、天使ガブリエルを介してアッラーの啓示をうける。⇒ 預言者とは、「**神の言葉を預かった人**」、聖典クルアーンは神の言葉の集大成。⇒ **修文不可能**。
- 622年、メッカの人々の迫害から逃れ、メディナに移住(聖遷:ヒジュラ)。イスラム共同体を立ち上げる。
- 630年、メディナからメッカに攻め入り、無血制圧。メッカは聖都となる。
- 632年死去。

II. シャリア(イスラム法)の下での商売と利子のとらえ方 アッラーは、バイア(商売)は許容、 リバー(利子)は禁じられた

وَأَحَلَّ اللَّهُ الْبَيْعَ وَحَرَّمَ الرِّبَا

Allah has permitted trade and prohibited usury.



コーランの中の利子に関する教え

「利息を貪る者は、悪魔にとりつかれて倒れたものがするような起き方しか出来ないであろう。それはかれらが『商売は利息をとるようなものだ』と言うからである。しかしアッラーは、商売を許し、利息(高利)を禁じておられる。それで主から訓戒が下った後、止める者は、過去のことは許されよう。かれのことは、アッラー(の御手の中)にある。だが(その非を)繰り返す者は、業火の住人で、かれらは永遠にその中に住むのである」(第2章(雌牛章)第275節)

「アッラーは、利息(への恩恵)を消滅し、施し[サダカ]には(恩恵を)増加して下される。アッラーは忘恩な罪深い者を愛されない」(同章第276節)

「あなたがた信仰する者よ、(真の)信者ならばアッラーを恐れ、利息の残額を帳消しにしない」(同章第278節)

「あなたがた信仰する者よ、倍にしまたも倍にして、利子を貪ってはならない。アッラーを恐れなさい。そうすればあなたがたは成功するであろう」(第3章(イムラーン家章)第130節)

「禁じられていた利息(高利)をとり、不正に、人の財産を貪ったためである。われはかれらの中の不信心な者のために、痛ましい懲罰を準備している」(第4章(婦人章)第161節)

「あなたがたが利殖のために、高利で人に貸し与えても、アッラーの許では、何も増えない。だがアッラーの慈顔を求めて喜捨する者には報償が増加される」(第30章(ピザンチン章)第39節)

引用: http://www2.dokidoki.ne.jp/racket/koran_frame.html 廣田裕之 <http://www.shukousha.com/column/hirota/3135/>

(参考) 本説明に関連するイスラム基本用語集

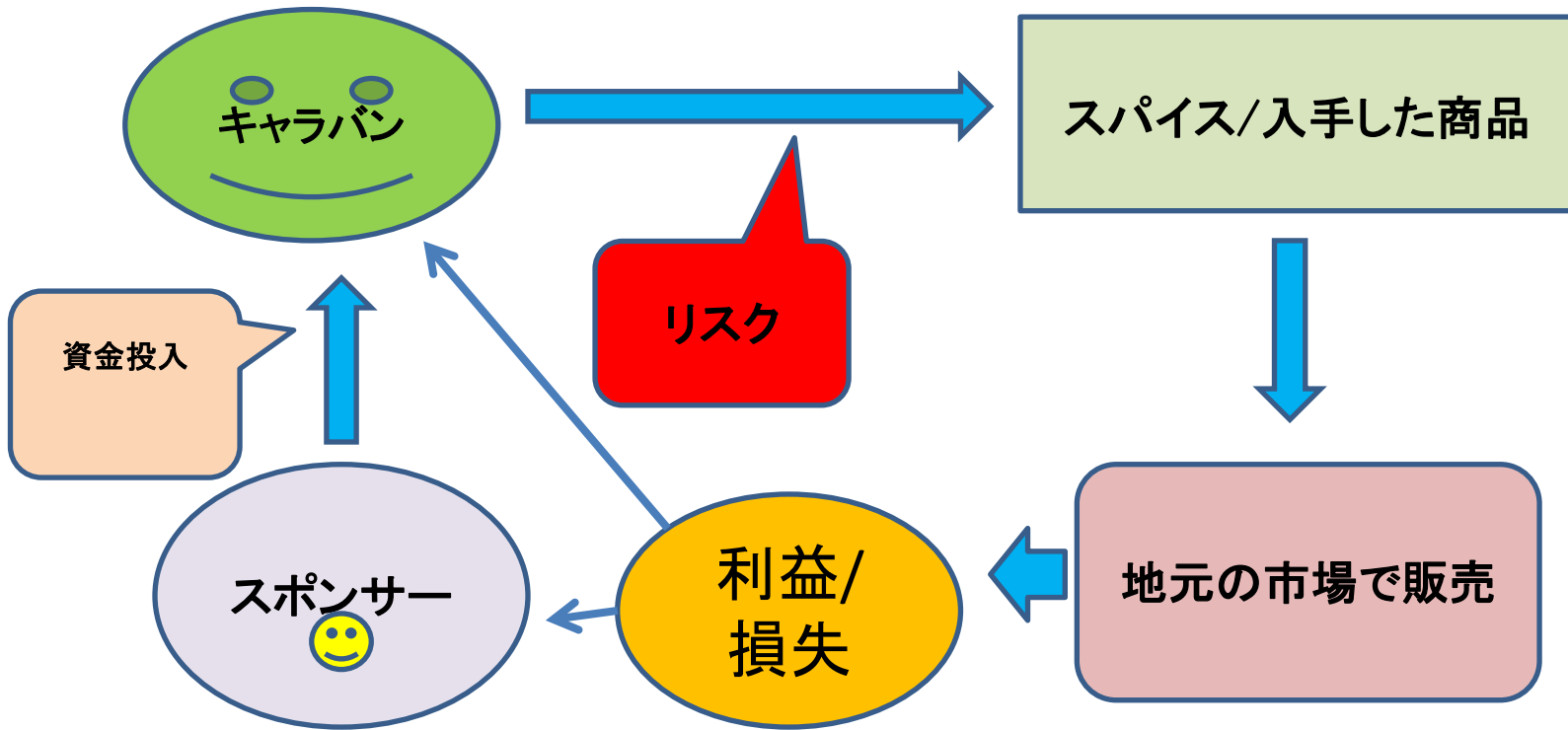
- シャリア(イスラム法): 聖典コーラン(クルアーン)、預言者ムハンマドの言行を集大成したハディース、キヤース(類推)、イジュマーア(共同体での統一意見)
- ハラール: イスラム法で許されたもの。イスラム教徒が消費・利用する物やサービスについてイスラム団体等が、申請ベースでハラール性を保証する「ハラール認証」を付与している。
- ハラーム: ハラールの反対。イスラム教徒にとっての禁忌(豚肉、アルコール、麻薬、賭け事等)
- ザカート: イスラム法に則った義務的寄付(注: 年間勤労所得であれば、ニサーブという最低水準を超えた場合、その2.5%が目途)
- サダカ、インファーク: イスラム法で推奨されている任意寄付
- **リバー: 利息/利子に相当。イスラム教徒のとしての禁忌**
- ガラル: 不確実性。シャリアは、契約条件が明確であることを求めている
- マイシール: 賭博性。

(出所: 小杉1995、小杉/長岡2010、北村/吉田2008ほかから抜粋整理)

イスラム金融とは

- ムハンマドの生きた時代(6世紀後半～7世紀前半)は、スポンサーが商人に資金を出し、商人は隊商を組んで、遠隔地に向かい、スパイスやその他の商品を手に入れて、故郷に戻り、市場でモノを販売して、その利益を、スポンサーと分け合うとの取り決めを行っていた。ムハンマドもそのような事業を行う商人のひとりであった。
- 隊商は、遠隔地で盗難にあう等危険に遭遇する可能性があり、スポンサーと遠征する商人がリスクと利益を分け合うという認識があった。
- これを現代の仕組みに置き換え、最も推奨されるのが、損益分配型イスラム金融システム(例えば、ムダーラバやムシャーラカ:後述)である。

かつてのムダーラバ(Mudarabah) (損益分配システム)



出所:小杉泰、長岡慎介2010
「イスラム銀行」山川出版社、58頁等を踏
まえ、発表者作成

イスラム金融の基本原則

(CGAPフォーカスノートNo.84, “ Trends in Sharia-Compliant Financial Inclusion ”, mayada, March 2013を参考にして整理)

- **お金はそれ自身では、価値を生み出さない**⇒お金は生産的な活動を行う他の資源に投入されることによってのみ、その価値を増大させることができる。利息は回避されないといけない。
- **資金提供者は、ビジネスのリスクを共有しない**といけない⇒資金提供者は、リスクを冒さず配当が自動的に期待される出資者ではなく、あくまで損益を分担する投資家である。
- **投資対象の制限**⇒イスラム法と相いれない活動(アルコールや豚肉の消費、ギャンブル、ポルノ、覚せい剤などの活動)には資金は提供されない。このためシャリア諮問委員会(イスラム法学者の合議体)に見解を求める必要が出て来る。
- **契約を欺かない**⇒関係当事者双方を保護するため、契約は双方の合意が必要であり、具体的条件が明確に規定されなければならない(ガラルと呼ばれる不確実性を避ける必要がある)。

(参考)CGAPとは:金融包摂の政策研究を目的に1995年に創設された「貧困層支援協議グループ」(Consultative Group to Assist the Poor)。世銀本部内に事務所を設けており、当初34の主要国援助機関で立ち上げられたグローバル・パートナーシップ。

イスラム金融の代表的な類型

(この他にも派生の方式が存在)

1. 良い融資(カルド・ハサン)：無利子融資

2. 投資と損益分配方式

① **ムダーラバ**：出資者と事業者は損益を分け合う。原則、事業者は出資せず、出資者は事業運営には介入しない。

② **ムシャラカ**：事業者と出資者が合弁事業に共同出資。双方が事業運営に責任。

3. 商品等の取引を介在させる形態

① **ムラーバハ**：銀行が商品を顧客に販売し、顧客は追って、マークアップ(マージン)をつけて、繰り延べ払いする。

② **イジャラ**：銀行が商品を購入し、顧客にリースする。顧客は、使用料を銀行に支払う。この場合、商品の所有権は銀行にとどまる。顧客の支払いとともに所有権を暫時移動させ、最終的に、商品が顧客の完全所有となる形態もある

③ **サラーム**：銀行が料金前払いで商品購入。顧客は、後日商品を銀行に引き渡し。収穫が後になる農業生産に適した方式。

④ **イステイスナア**：銀行が設計書・仕様による商品の代金を前払い。顧客はマークアップ(マージン)をつけて、繰り延べ払いする。住宅建設等に適した方式。

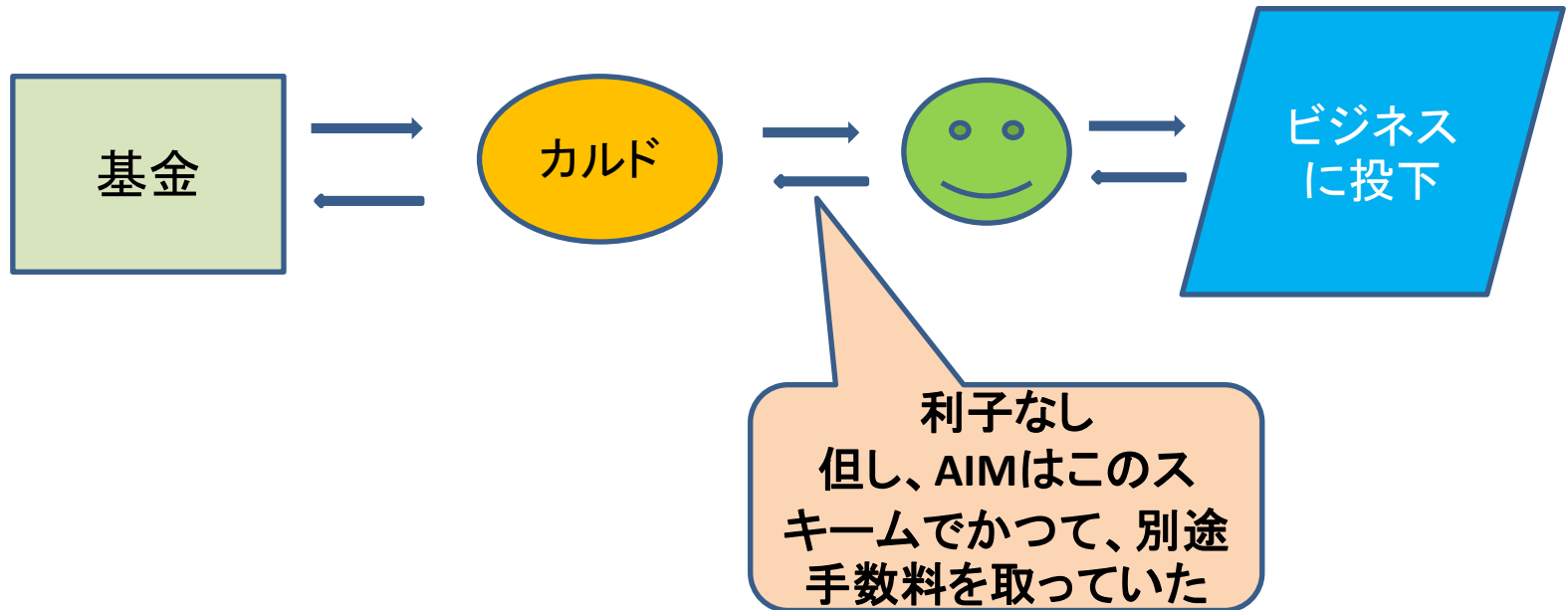
出所：CGAPフォーカスノート

No.84他を整理

良い融資 (Qard Hassan)

(利子なし融資)

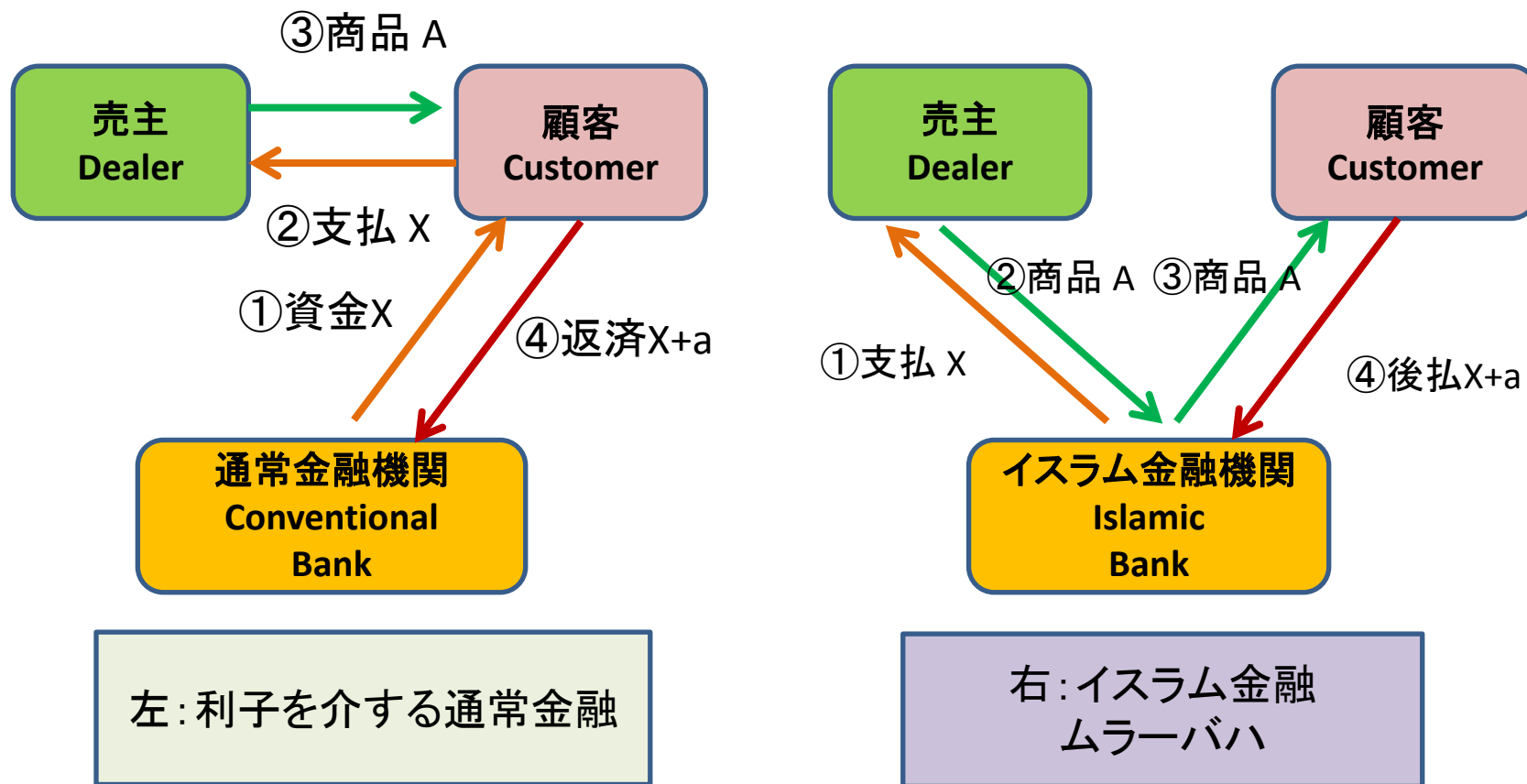
* 金は金、銀は銀、小麦と小麦、大麦と大麦、なつめやしとなつめやし、塩と塩⇒等量等質交換



出所: AIM2011年資料
他を参考に筆者作成

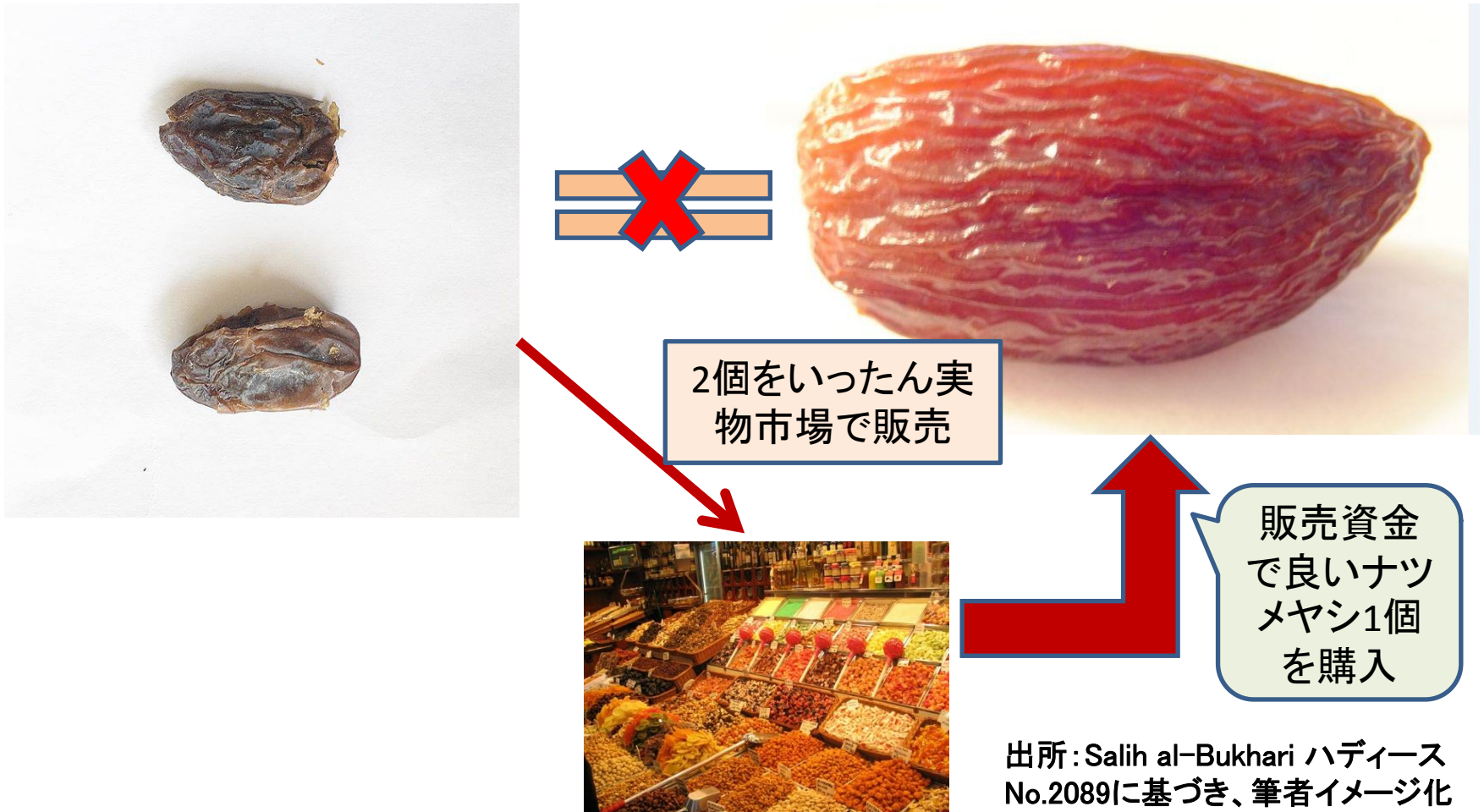
通常金融による商品取引と最も代表的なイスラム金融型商品取引であるムラーバハ(Murabah)の比較

(ムラーバハ・スキームにより、顧客は例えば車のような商品をイスラム金融機関から購入することができる。しかし、それで現金は入ってこない。そのため、このタイプのイスラム金融商品は、現金を必要とするイスラミック・マイクロファイナンスには適していない。)



利子の概念

◆ムハンマドは品質の劣る2個のナツメヤシと良い1個のナツメヤシの直接の交換はリバー概念に抵触するとして禁止されるべきであるが、一旦市場で現金化して良いナツメヤシを購入するべきであると発言。2者の関係から市場を含む3者の関係に変化。

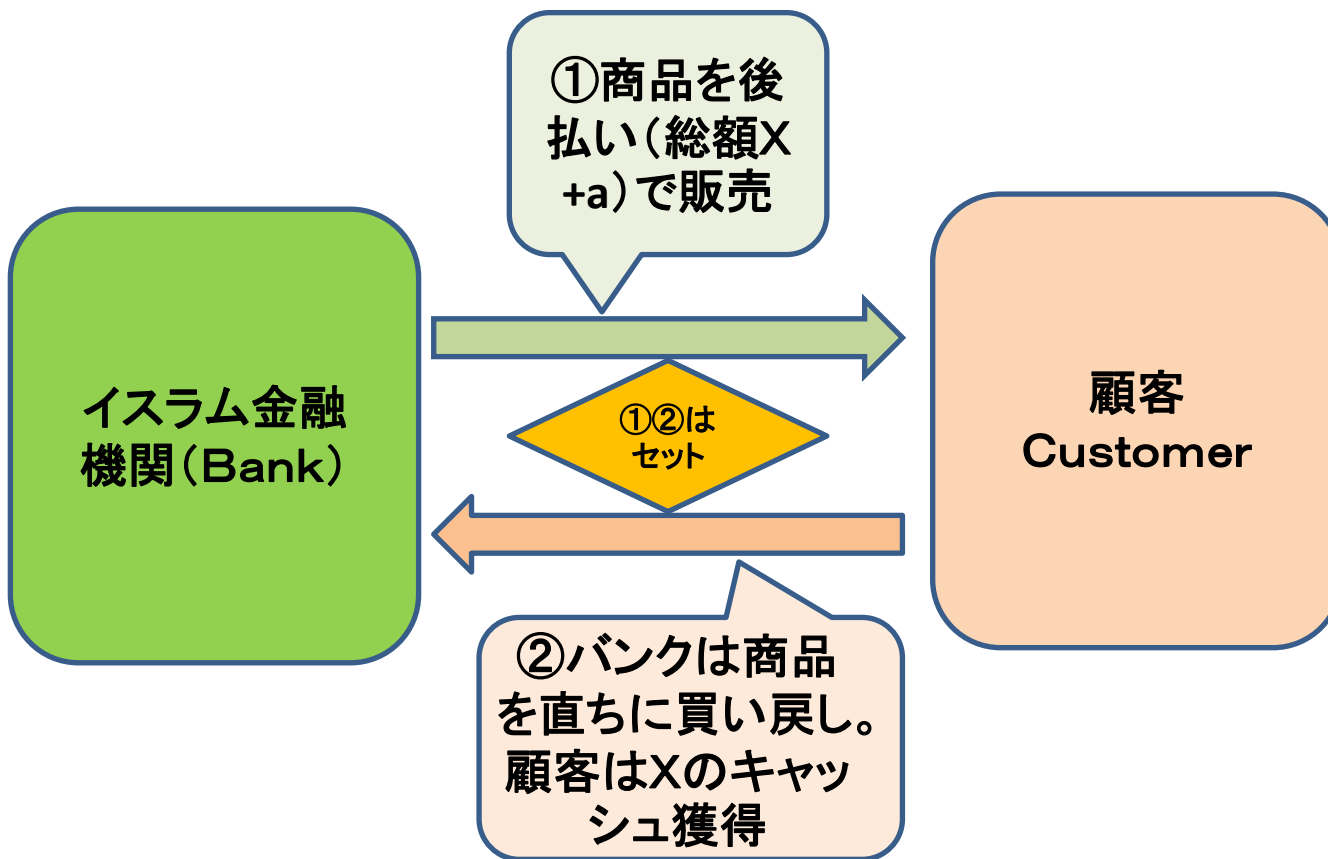


2個をいったん実物市場で販売

販売資金
で良いナツ
メヤシ1個
を購入

出所: Salih al-Bukhari ハディース
No.2089に基づき、筆者イメージ化

IV. シャリアとの整合性を高めるためのマレーシアの取り組み マレーシアで活用されているバイ・イーナ (Bai Inah)



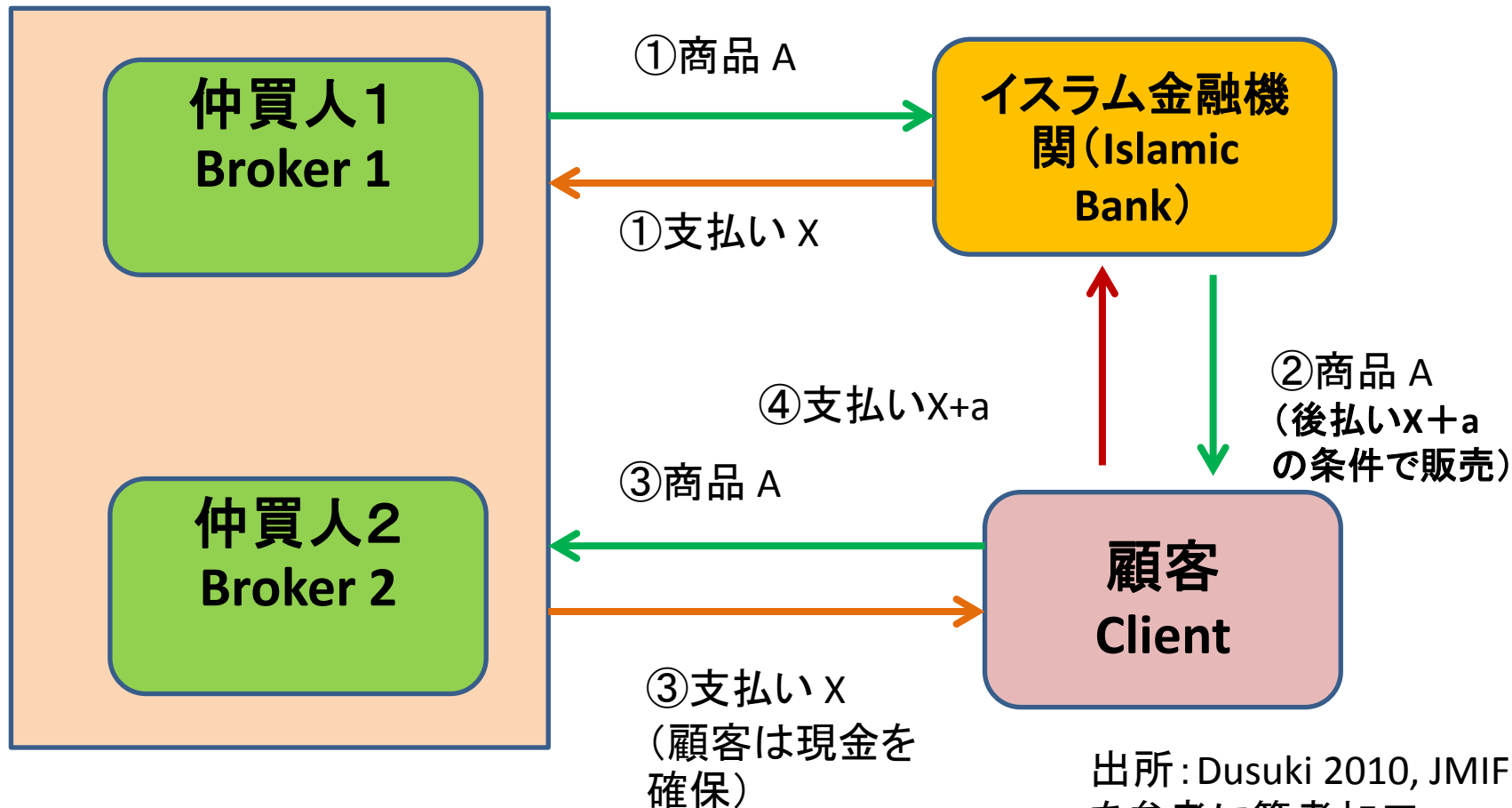
出所: islamic bankers resource center "Interconditionality in Bai-Inah", 2014年10月24日
<http://islamicbankers.me/category/bai-inah/>

疑問点

1. バイ・イーナは、モノを介しているようでも、書類上のトリックで、利息分を差し引いて、お金を融通しており、すなわち、お金がお金を生み出しているのと同じではないか。⇒**イスラム法学者の多数はシャリア不適格との見解** ⇒2者の取引ではなく**3者以上の取引**にすればよいのではないか。
2. 商品の売買に売上税がかからなければ、成り立つシステムも、売上税が各個別の取引でかかれば、モノの売り買いをすればするほど税金が膨れる。これをどう克服するのか。

タワツルク(コモディティ・ムラーバハ)の基本構造

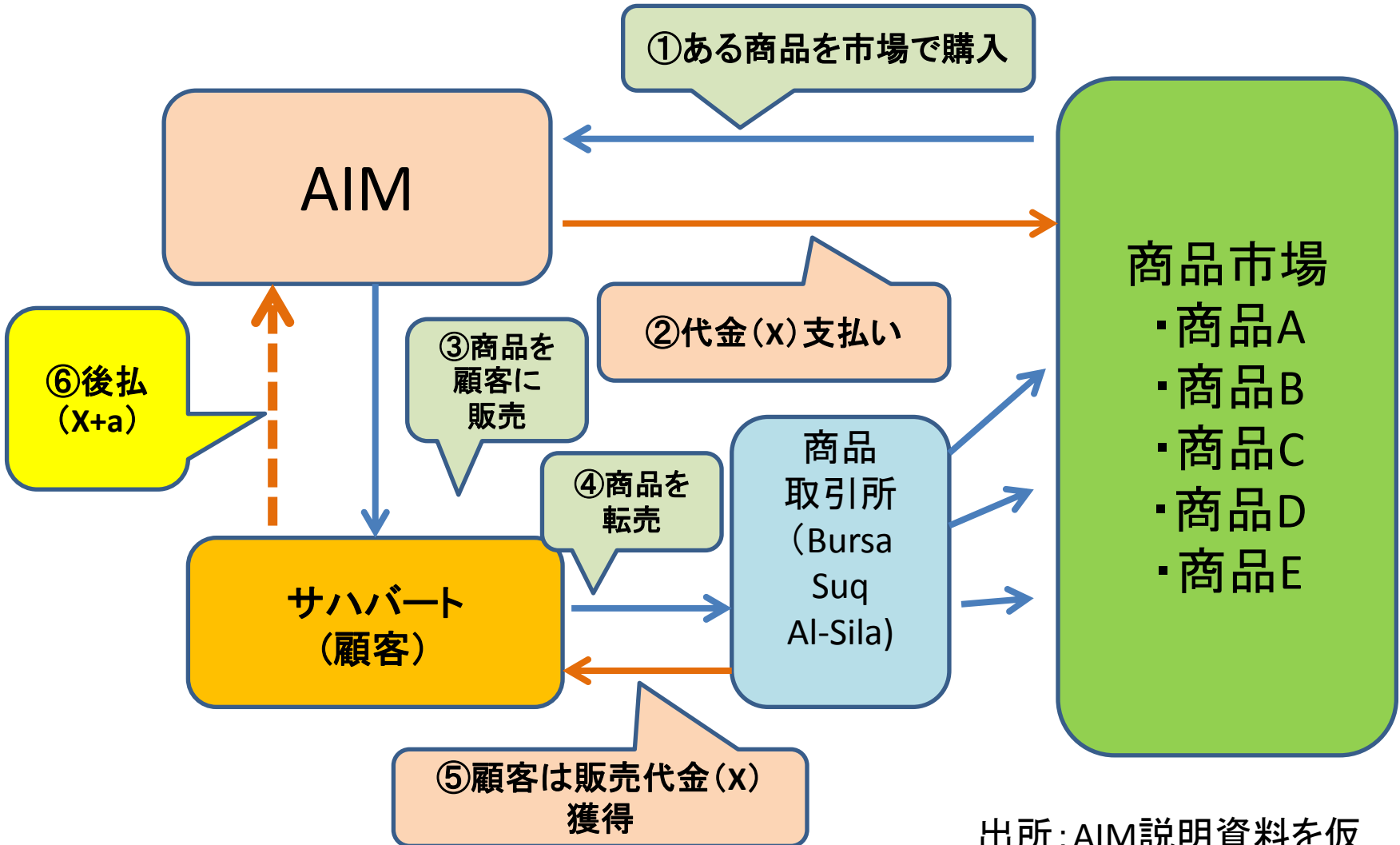
(OIC国際イスラム法学会は、2009年4月30日、
3者の取引であるタワツルクも**イスラム法不適格**であると宣言)



マレーシアの取り組み

1. タワツルクの取引に、商品取引所(電子決済)を導入。
 2. タワツルクは、融資のみならず、貯蓄にも活用され、マレーシアでは広く普及。
- (参考)スニー派4大学派のうち、マーリク学派、ハンバル学派ともバイ・イーナをシャリア不適格としたが、タワツルクについては、**3者間の取引**であるとして、不適格としなかった。しかし、離反者も出て、イスラム学派内では意見が対立。

タワツルク(コモディティ・ムラーバハ)の仕組み

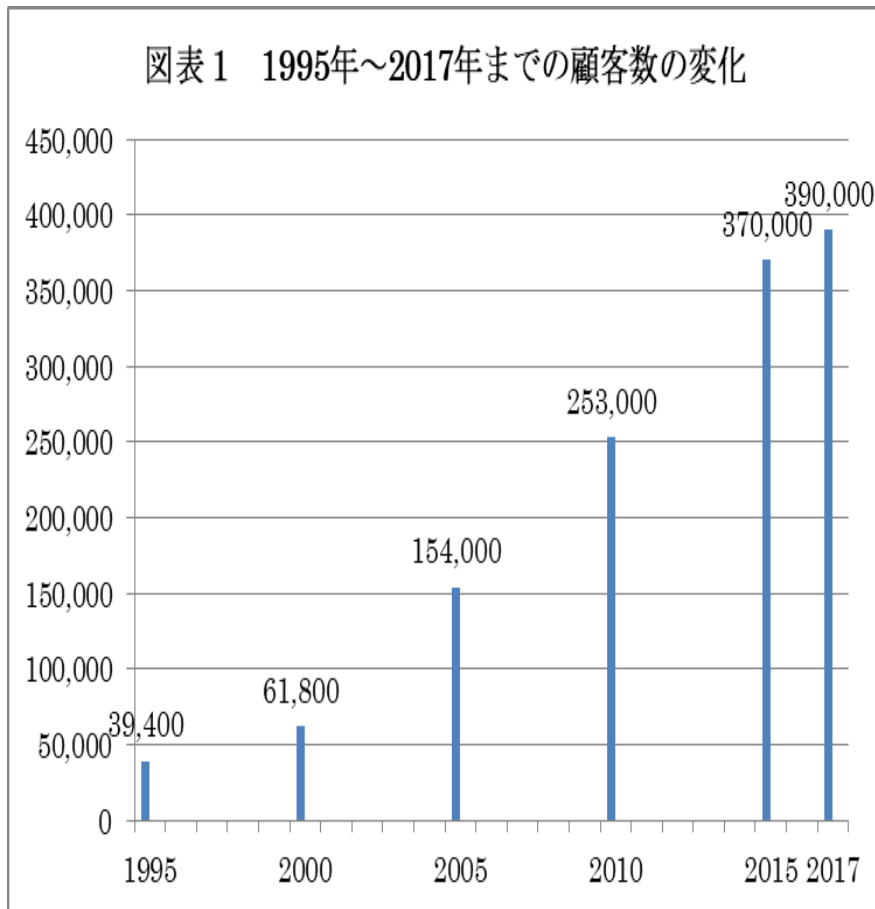


出所: AIM説明資料を仮訳加工

AIM とは

- 1987年創設のマレーシアで初のマイクロクレジット提供機関からスタートしたNGOベースのマイクロファイナンス機関(MFI)。イスラム法遵守(Sharia Compliant)のMF(以下SCMFと称する)機関として活動。
- 顧客(メンバー)数39万人、従業員数2,200名(うち本部200名)、マレーシア6ゾーン、23地域、134支店を有する現在マレーシア最大のMFIで、2017年6月現在の実行融資額累計約42.4億ドル)。債務不履行率(NPLレート)は、最低の1.8%(実行借入者数は326,009。2017年8月現在)(顧客数の推移:参考1)
- イスラム金融の世界的な賞である「グローバル・イスラム金融表彰(GIFA)」のイスラム金融マイクロファイナンス機関部門の最高優秀賞を2013年度から2017年度まで5期連続で受賞歴に輝く(直近は2017年9月にカザフスタンの首都アスタナで開催)。(受賞歴:参考2)

AIMの実績



2013年、2014年、2015年、2016年、2017年と **5期連続**して、最優秀イスラミック・マイクロファイナンス機関賞を受賞

出所: AIM資料に基づき、筆者作図

AIMの融資システム

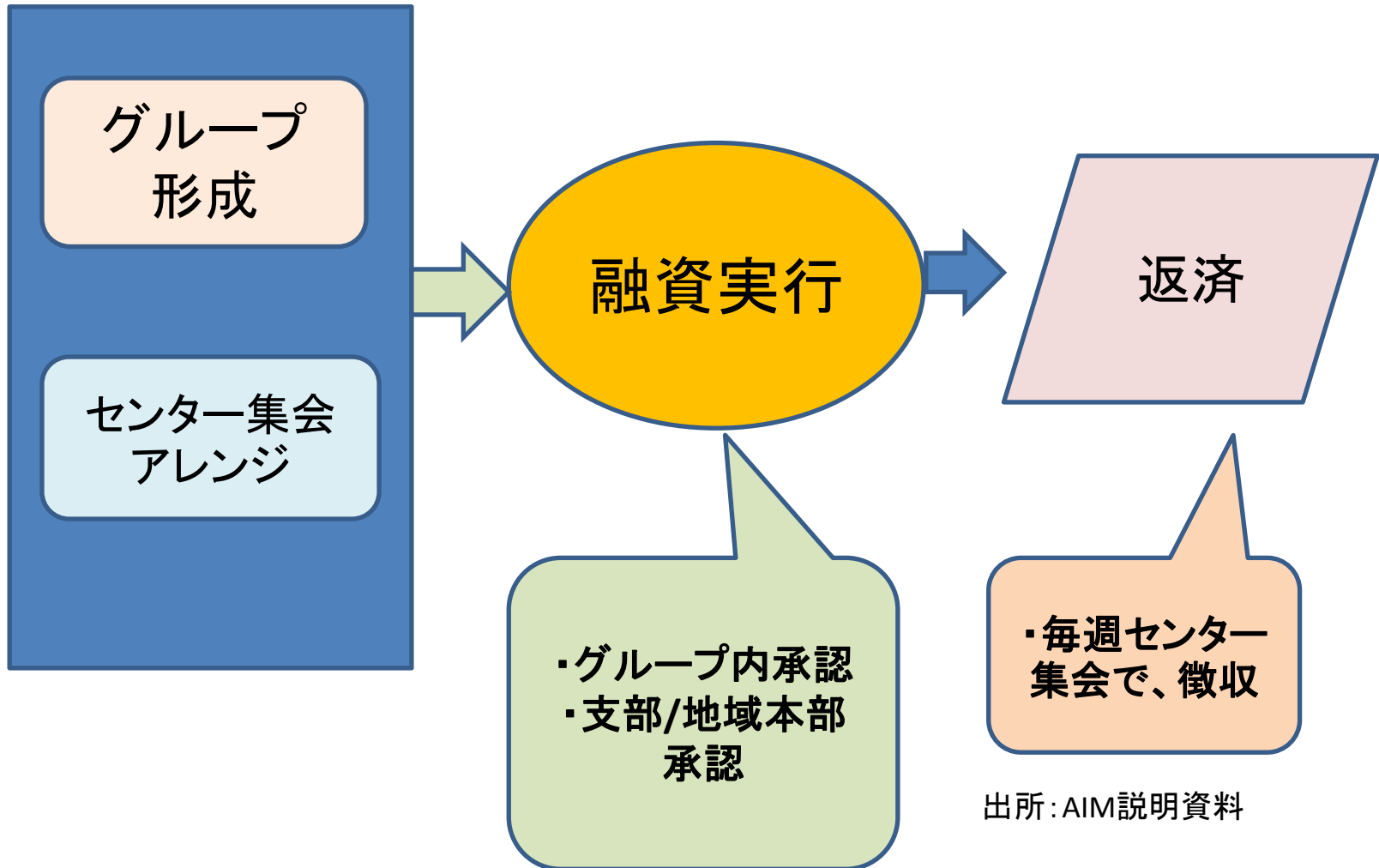
- 融資は、従来のグラミン銀行方式で、5名で1グループを構成し、グループの連帯責任方式をとる。担保はとらない。グループ内の社会的責任が債務の履行の担保となる。グループ2-12が集まり、センター集会(参考)が構成される。グループのメンバーは全員女性。センターを支店(Branch)が管轄し、その上に地域(Area)支部、ゾーン(Zone)本部がある。顧客である女性たち(サハバートと呼ぶ)は、週1回センター会合に集まり、返済を行う。

(参考)センター集会は、週1回、通常1時間実施される。サハバートは同じ衣装を身にまとい、会合の開始時には、誓いの言葉を斉唱する。

- 融資の種類は、①経済部門(起業やビジネスに投入)、②教育部門、③多目的の3つの種類で構成されている。
- 融資に金利は課さないが、**10%の管理手数料を徴収**する。センター集会では、返済のほか、**強制貯蓄**ほか実施される。
- かつては、無利子借款サラームが活用されていたが、現在は、イスラム金融システムとしては、**タワツルク(コモディティ・ムラーバハ)のみが、顧客に現金を宛がう方式として確立**している。

融資実行方式

* 5人組、センター集会、共同責任、金銭的担保なし
の従来の**グラミン銀行方式**



出所: AIM説明資料

なぜ旧グラミン方式が成り立つのか

- 顧客が支払う管理費は10%。通常のマイクロファイナンスの金利に比較しても競争力を有する。

例: バングラデシュ金利上限27%(グラミン20%)、カンボジア金利上限18%、ミャンマー金利上限(月2.5%、年30%)、インド金利上限12%(26%から引き下げ)

- マレーシアでは顧客にキャッシュを提供するイスラム金融ネットワークの取引メカニズムが確立(2009年以降)しており、MF機関も障害なく活用できる。
- 顧客の平等意識、ビジネス成功への意欲を高めている。
- 顧客は、担保なし、法的訴追なし、困難時にはグループ積立金から資金を補填できる。借入者死亡の際の債務残額の免除、困難発生時の保険でのカバーが利用できる。
- 顧客はビジネスの技能研修を受け、収入向上につなげることができる。顧客組合にも参加し、投資の機会を得ることができる。
- 政府から贈与、ソフトローンによる支援で、起業家育成が手厚くカバーされている。

AIM成功の理由

1. イスラム金融タワツルクを**現金(キャッシュ)を受け取る仕組みとして割り切っている**。また、顧客をイスラム教徒に限定せず、イスラム金融の仕組みを活用する者は受け入れるという柔軟性を有している。

2. 貧困削減、貧困層の起業家への底上げ、マレーシアをイスラム金融のハブ、ハラール産業のハブとするための国家戦略を推進する政府との連携⇒政府からの贈与、ソフト・ローン提供(参考1)、**タワツルクの実質GST免除**、ハラール認証をはじめとする技術訓練支援。

(参考1) マレーシア政府は、2018年国家予算の中から27億RMをAIMの融資に割当

3. たゆまぬ技術革新: e-payment、e-commerce

等時代に即したコストの低減とビジネスの成功に積極的に投資。それらをサポートする3つのセンター(参考2)を設立。

(参考2) 3つのセンター名

① イスラム金融型MFのプロ養成センター (Center for Professional Islamic Microfinance)

② 起業家育成センター (Center for Entrepreneurship Development)

③ 研究・開発・革新センター (Center for Research, Development and innovation)

4. AIMは、6州との間でイスラム教徒の義務ザカート徴収の役割も委託され、また、ザカートの分配にも関与し、存在感を増している(2015年から)

イスラム金融型MFの課題

(CGAPフォーカスノートNo84, 101参照)

1. 現状認識

- SCMFの提供は、ムラーバハとカルド・ハサンの両スキームにほぼ限られている(注1)。
- SCMFが主に2つのスキームにのみ依存していることは、より広範な商品をお届けるうえでの障害であり、持続的なビジネスモデルを創出することが困難になる。
- 中心的な2つのスキームにおいても、補助金に依存しており、資金源についてはSCMF機関のうち、43%がザカート(喜捨)に、33%がカルド・ハサンに依存していると回答。

2. 今後への示唆

- シャリア適格性がイスラム教徒顧客にとって、他の伝統的金融商品との競争の下でSCMF選択の動機になるのか(注2)さらなる調査研究が必要。
- SCMFが現在のムラーバハ、カルド・ハサンという補助金依存やチャリイティ的性格を有する2つのスキームを超えてより広範な商品の提供を行うことが、業績拡大のために必要。
- とりわけ高い取引コストで敬遠されている損益分配の投資型商品(注3)は、イスラムの理念をもっとも体現する商品であり、これらについて持続可能なビジネスモデルが生まれることが期待される。

(注1) CGAP調査によれば、同調査に協力した機関が把握するムラーバハの顧客は67.2万人で、資産残高は413百万ドルと推定。カルド・ハサンの顧客は19.1万人で、貸出残高は156百万ドルと推定。但し、この融資には管理経費が計上されておらず、また、デフォルトのときは棒引きされ、持続的ビジネスモデルというよりは、慈善事業とみられている。ムシャーラカ、ムダーラバの顧客は9300人(うち7500人がインドネシア在住者)で資産残高は40百万ドルに過ぎない(Mayada 2013:4-5)。

(注2) 宗教的な動機が、必ずしもイスラム教徒が(利子の関係が出る)正式の銀行口座を持たない理由ではない。

(注3) イスラムの理念からは、ムダーラバやムシャーラカは、最も推奨されるべきSCMFスキームのはずであるが、損益分配についての事前の明確な合意形成と、履行の際の正確さと高い透明性をもった会計報告を求められるため、大規模な事業であればともかく、MFが対象とする小規模事業において、相対的にコストが割高になり、敬遠されているとみられる。

イスラム金融側MFの展望

- 従来型であれ、イスラム金融型であれ、規模を拡大し、発展しているMF機関は、貧困層の底上げ、ビジネスの成功、収入の増加を強くサポートしている。
- 技術革新にも敏感であり、電子支払いシステムの導入にも積極的に取り組んでいる。
- AIM については今後、Fintech拡大とともに、顧客にとっても負担が大きいグラミン方式(5人組毎週集会・返済方式・連帯責任)から個人責任方式に移行する可能性が高い。この変化をどのように乗り切ることができるのかが課題。
- 国策でイスラム金融を推進するマレーシアでは、SCMF機関にとっても事業がやりやすいが、それ以外の国々の機関にとっては、それぞれの国の制度、環境に適したMF商品を顧客に提供できることが重要。

主な参考文献

Ellida Fauziah Ahmad, Mariyam Shihama, NurSulaim Ashikin bt Mohamad Tarmizi, Saidu Mudi Jibril, Samia Ibrahim Djama, Aishath Muneeza, “Tawarruq as a Product for Financing within the Islamic Banking System: A Case Study of Malaysian Islamic Banking System”, International Journal of Management and Applied Research, 2017, Vol. 4, No. 1, 18 Jan 2017

Asyraf Wajdi Dusuki, “CAN BURSA MALAYSIA’S SUQ AL-SILA’ (COMMODITY MURABAHAH HOUSE) RESOLVE THE CONTROVERSY OVER TAWARRUQ?”, International Shari’ah Research Academy for Islamic Finance (ISRA), (No : 10 /2010)

Asyraf Wajdi Dusuki, “BURSA MALAYSIA’S SUQ AL-SILA’ (COMMODITY MURABAHAH HOUSE) AS AN ALTERNATIVE PLATFORM FOR TAWARRUQ? TRANSACTION”, International Shari’ah Research Academy for Islamic Finance (ISRA), JMIFR Vol.7 No.1 2010

Cordelia Mason, Wan Nursofiza Wan Azmi, Raymond Madden, “Aiming for Greater Financial Inclusion through Sustainable Development: The Story of AIM (Amanah Ikhtiar Malaysia)”, Asian Institute of Finance(AIF), 2015

An exclusive interview with Dr. Zubir Harun Chairman, Amanah Ikhtiar Malaysia, Isfire, pp30-38, Sep 30, 2015

Zubir Harun, “ EMPOWERING THE SOCIO ECONOMY OF SAHABAT AIM IN MALAYSIA THROUGH ISLAMIC SOCIAL FINANCE”, Seminar on Islamic Microfinance for Poverty Alleviation in OIC Member Countries, 14-15th May 2016

Mayada El-Zoghbi and Michael Tarazi, “Trends in Sharia-Compliant Financial Inclusion”, CGAP focus note 84, March 2013

Mayada El-Zoghbi and Kaylene Alvarez, “Understanding Costs and Sustainability of Sharia-Compliant Microfinance Products”, CGAP focus note 101, Feb., 2015

Amanah Ikhtiar Malaysia提供の組織概要・活動説明資料

長岡慎介「イスラーム金融は何に対峙しようとしているのかー伝統・近代・ポスト資本主義ー」 経済研究所年報・第29号(2016)

北村歳治・吉田悦章「現代のイスラーム金融」 2008 日経BP社

小杉泰「イスラームとはなにか」 1994 講談社現代新書

長岡慎介、小杉泰「イスラーム銀行ー金融と国際経済(イスラームを知る)」2010 山川出版社

吉田悦章「イスラーム金融入門」 2007 東洋経済新報社

八木正典『日本におけるイスラーム金融型マイクロファイナンス商品の設計について-イスラーム教徒にフレンドリーな社会の構築-』社会デザイン学会学会誌 2014 Vol.6